vol.44-3 (通算 492 号)

2014年6月号

やどかり

2014 年 6 月 15 日発行 (毎月 1 回 15 日発行) 1987 年 12 月 19 日第三種郵便物認可 発行人 公益社団法人やどかりの里 代表者 土橋 敏孝 〒 337 - 0043

さいたま市見沼区中川 562 TEL 048-686-0494 FAX 048-686-9812 定価 50円(含会費)

安永健太さんのいのちが訴えるもの

障害からくる不利益をなくすために

2014年2月28日,佐賀地方裁判所は,安永健太さんの遺族が訴えを起こした「健太さん取り押さえ死亡事件」について,遺族である原告らの請求を棄却した.

みなさんはこの事件を覚えているだろうか. 2007年9月25日,佐賀県佐賀市内の交差点で作業所帰りの安永健太さん(25)が警察官に取り押さえられ,亡くなった(2010年9月号機関紙,安永健太さんの死亡事件を考える会ホームページを参照).

この事件の争点は、健太さんを取り押さえた警察官の行為に違法性はないのか(保護行為と逮捕行為)、警察官らに過失はないのか、取り押さえと健太さんの死亡に因果関係はないのかといったことで、これら警察官らに対する不起訴処分が発端であり、その後の11万人もの署名による付審判請求により、原告の「原因と背景の究明、なぜ健太さんが亡くなったのかという真相を知りたい」という訴えのもとに5年間に及ぶ裁判の結果の棄却であった。

この裁判の中でさまざまな事実や目撃者の証言(健太さんの身体に残された傷跡,警察官の人数など裁判過程においての食い違いなど)が明らかになったにも関わらず,まったく認められない判決(原告の請求却下と裁判費用の全額を原告の自己負担とする)に対して,原告は2014年3月13日,福岡高裁に控訴をした.同月21日に行われた「健太さんの死亡事件を考えるつどい」(佐賀県)には400名の支援者が集まり,この支援の広がりを全国に,また世論

としての賛同を得られるように、と決意も新たに取り組んでいく.

そもそもこの事件は、警察官によって呼び止められた健太さんが、よく理解できず恐怖感や不安感によってパニック状態(私たちは声かけなどによってすぐ落ち着きを取り戻すことを知っている)となった様子を、精神錯乱者として取り押さえた保護行為であった、とする警察官の障害に対する認識の欠如が発端である、と考えられる.

健太さんの事件の裁判の中で,障害者のことを理解していなかった警察官に対する「障害者教育」の必要性も認められなかった,ということも端的に私たちの社会のありようを表しているのではないか.

東日本大震災における障害者の死亡率は、一般の住民より2倍も高かった(NHK, Eテレ『取り残される障害者』被災自治体に対する聞き取り調査2011年9月). 宮城県による行政調査(東日本大震災に伴う被害状況等について2012年2月)では4.3倍という報告もある. これらの事実と健太さんの事件(裁判過程)に、私たちを取り巻くこの社会の現状を垣間見るのだ.「障害ゆえに、障害からくる不利益」によって人が亡くなり、その扱いは小さく軽い、と.

障害者権利条約が発効され、社会の変化に対する私たちの期待は大きい.しかし、それを達成するためには、「私たちの期待」から「社会の共通認識」となるよう、これまでと同様に、これからも運動を続けていかなければならない.